

社会福祉法人誉田福社会役員等報酬等の規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人誉田福社会(以下「この法人」という)の定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程の用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員等 理事及び監事、評議員
- (2) 報酬等 報酬及び退職慰労金

(支給対象者及び支給額)

第 3 条 報酬については、理事長に対し、月額 10 万円を支給するものとし、理事長以外の役員等に対しては勤務内容に応じて別表 1 に定めた報酬を支給する。

- 2 (1) 交通費については、実費交通費を支給する。
- (2) 実費交通費が 2500 円より高い場合のみ、本人の選択により、実費交通費または費用弁償額のいずれかを支給する。
- (3) 費用弁償額は日額 2500 円とする。
- (4) 費用弁償額を選択するには、2500 円を上回る実費交通費がかかる根拠を示すことを条件とする。
- (5) 徒歩や自転車による移動については交通費を支給しないものとする。
- (6) 実費交通費は、役員の居住地から計算し、交通費の実費額とする。
- (7) 私有車で出席した時の交通費は、1 k mあたり 20 円のガソリン代及び高速道路を利用する要のある場合に限り高速道路使用料を支給する。
- (8) 業務執行に必要な経費は、実費を支給できる。
- 3 報酬の支払額は、源泉徴収税額を控除した額を支払う。
- 4 退職慰労金については、役員退職慰労金支給基準に定めた退職慰労金を役員に対して支給する。

(支給時期・支給方法)

第 4 条 理事長の報酬は、毎月 25 日（金融機関が休業日の場合は、前営業日）に金融機関口座振込により支払うものとし、理事長以外の役員等に対しては別表 1 に定めた報酬を当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。

(公 表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 2 日から施行する。

別表 1

評議員

	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円

理事

	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000 円

監事

	報酬の額
理事会への出席	日額 10,000 円
監事監査への出席	日額 10,000 円

※各表の報酬額は、源泉徴収後の額とする。